1 学校運営の基本方針

感染防止対策を徹底しながら学校における教育活動を継続します。

感染防止対策を徹底するためは、児童・生徒への指導を行うだけでなく全教職員はもとより 保護者の方のご理解・ご協力が必要であると考えます。

2 児童・生徒に対する指導

(1) 基本的な感染症予防策の徹底について

次の内容の指導を行います。

- ア 新型コロナウイルス感染症についての理解
- イ 「3つの密」の徹底した回避
- ウ 正しいタイミングと正しい方法による手洗いの励行
- エ 咳エチケットの徹底

なお、登下校時の児童・生徒玄関が密集状態にならないよう工夫します。

(2) 学習活動について

感染症対策に十分留意して各教科等の内容について、指導します。なお、感染症対策を十分に講じてもなお感染の可能性が高い一部の実技指導などについては、緊急事態宣言の解除される日まで中止します。なお、水泳指導を実施するに当たっては、各小・中学校から事前に指導の目的や方法、感染症対策について児童・生徒及び保護者に説明をし、同意を得ることとしております。水泳指導を受けることについて同意しない場合は、各小・中学校にて代替措置を取るよう配慮しておりますので、学校に申し出るようお願いします。

(3) 部活動について

緊急事態宣言の解除される日まで、全ての部活動は中止します。ただし、大会等やむを得ない予定がある部活動については、保護者に大会等への出場に関して書面で知らせたうえで生徒及び保護者の同意を得るとともに、大会等の初日を起算日として2週間前から大会等終了まで、日常的に行っている健康観察とは別に、各部活動において作成した健康観察票により毎日顧問が生徒の健康観察を行います。また、感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができないような感染リスクの高い活動は行いません。

(4) 学校行事について

緊急事態宣言の解除される日までに実施する校外学習等については、中止又は延期とします。

(5) 昼食における感染症予防策の徹底

学校においては、「学校給食衛生管理基準」に基づき調理作業や配食等を行います。児童・ 生徒の配膳については、マスクの着用及び間隔を空けて並ぶことを徹底して行います。食 事の前後の手洗いを励行し、対面して喫食する形態を避け、会話を控えるよう指導します。 また、喫食前後のマスクの着用を指導します。

(6) 休憩時間における感染症予防策の徹底

窓を開放することにより、教室等の十分な換気を行います。廊下やトイレにおいて密集 しないよう、導線をしめしたり声掛けを行ったりします。互いの体が接触するような遊び はなるべく行わないよう指導します。

(7) その他

学習の定着が十分に図れないなど課題の生じた内容に関しては、感染症対策を徹底した うえで、個別に放課後の補習等を行うなどする場合があります。なお、補習等終了後は、 速やかに帰宅するよう指導します。

3 ご家庭への感染症対策の依頼(家庭に持ち込まない行動のお願い)

疾病に対する抵抗力を高めるためは、ご家庭における十分な睡眠、適度な運動、バランスの とれた食事が重要です。また、感染症対策について学校及びご家庭で共有するためにも、ご家 庭において、新型コロナウイルス感染症についての正しい理解、「3つの密」の徹底した回避、 正しいタイミングと正しい方法による手洗い、咳エチケットについてぜひ話題にしてください。 健康観察については、子供たちだけでなく、ご家族の皆様にも引き続き行っていただくよう お願いします。なお、ご家族の中に新型コロナウイルスに感染した又は疑いのある方がいた場 合は、速やかに学校にお知らせください。

緊急事態宣言が解除されるまでは、不要不急の外出について自粛するようご協力ください。